

2017年9月1日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
会長 小林 一俊
(公印省略)

タール色素（赤色 501 号、だいだい色 204 号及びだいだい色 403 号）
の使用自粛について（自主基準）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会では、これまでタール色素中の有機性不純物等に
着目した色素自体の使用自粛や試験法の設定等、タール色素の安全性確保のた
めの自主的な対応を行ってまいりました。

一方、最近の行政の動きとして、オルトートルイジンについて、平成 28 年 11
月 2 日付労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令により特定化学物質等の
第 2 類物質に追加され、さらに平成 28 年 11 月 30 日付特定化学物質障害予防
規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令により、作業環境測定の実施、
発散抑制措置、特殊健康診断の実施等が義務付けられることになりました。

これらの規制は、あくまでこの物質の製造又は取り扱う作業者の労働安全の
観点から講じられている措置であって、オルトートルイジンを原料とした色素
あるいはこの色素を配合した化粧品が消費者に健康影響を与えることを意味す
るものではありません。

しかしながら、日本化粧品工業連合会は、こうした状況を踏まえて予防的観点
から、タール色素の出発原料としてオルトートルイジンを原料とした赤色 501
号及びだいだい色 403 号については、化粧品及び薬用化粧品等の医薬部外品へ
の使用を自粛することを自主基準と致します。

さらに、労働安全衛生法施行令で特定化学物質等の第 1 類物質に規定されて
いるジクロロベンジジンを出発原料とするだいだい色 204 号についても、上記
の 2 色素と同様に化粧品及び薬用化粧品等の医薬部外品への使用を自粛するこ
とを自主基準と致します。

なお、黄色 205 号及び赤色 401 号は、今回使用自粛とした 3 種の色素と同様
にオルトートルイジンあるいはジクロロベンジジンを出発原料としていますが、
これらの色素からは化学的還元分解によってもオルトートルイジンあるいはジ
クロロベンジジンを検出しないか、色素を精製することにより検出しないこと
を確認したため、自主基準には含めておりません。

傘下会員各位におかれましては、本自主基準の趣旨をご理解いただき、順守く
ださるようよろしくお願い申し上げます。

敬具